

カリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）の執行規則案の主な内容

かっこ内は、Text of Proposed Regulations - California Consumer Privacy Act (CCPA)の
対応する項目。

(1) 消費者への通知

規則案では、事業者が消費者に対して行う 4 つの通知〔①個人情報の収集時または収集
前の通知、②消費者が個人情報の販売を拒否（オプトアウト）することができる権利の通知、
③金銭的なインセンティブ（注）に関する通知、④プライバシーポリシー〕に関して詳細を
定めている。

例えば、通知は一般的な消費者が読みやすく理解しやすい方法で設計し提示しなければ
ならない。これには、分かりやすい言葉、消費者の注意を引くフォーマット、消費者との契
約と同じ言語で通知することなどを含む。（§ 999.305）

また、消費者から直接情報を収集しない事業者（例えばデータを購入する事業者）は、収
集時の消費者への通知を行う必要はないが、個人情報の売却前に消費者に売却する旨を直
接通知してオプトアウトする権利があることを知らせるか、または、情報の入手元が収集時
に消費者に所要の通知を行っていることを確認するなどを行わなければならない。

なお、CCPA では、オプトアウトのためのロゴまたはボタンの開発・使用に関する共通ル

ールの策定を規則に委任していたが、今回の規則案には含まれておらず、今後追加予定とされている。(§ 999.306)

(2) 開示・削除請求を処理するための方法・手順

規則案では、事業者が消費者の請求をどのように処理するかについて定めている。

例えば、事業者は消費者の開示請求および削除請求のために 2 つ以上の方法を用意する必要がある。そのうち少なくとも 1 つは、事業者が消費者と主にやりとりする方法を反映すべきとされる。(§ 999.312) (改正法 AB-1564 では、オンラインのみで事業を行い消費者から個人情報を取得する事業者は、請求方法としてEメールアドレスのみを用意することもよいとされた。規則案では改正法の内容は反映されていないため、今後修正される可能性がある)

また、オンラインでの個人情報の削除請求については、削除の意図を明確に確認するため、2 段階プロセスを用いるべきとされる。(§ 999.312)

事業者は請求を受けてから 10 日以内に受領確認に加え、今後行う確認手続きや回答時期の見込みを知らせなければならない。請求を受けた日から原則 45 日以内に回答しなければならない。また、必要な場合は回答を最大 45 日延長できるが、必要となる理由を知らせなければならない。(§ 999.313)

事業者はいかなる時も、消費者のソーシャルセキュリティーナンバー、免許証番号、その他の政府発行のID番号、金融機関口座番号、健康保険や医療関係番号、アカウントのパスワード、秘密の質問と答えを開示してはいけない。

事業者は個人情報を消費者に送信する際に合理的なセキュリティー措置を使用する必要がある。(§ 999.313)

事業者は消費者からのオプトアウトの請求方法を少なくとも 2 つ以上用意する必要がある。そのうち 1 つは少なくとも「Do Not Sell My Personal Information」などのタイトルリンクをウェブサイトまたはアプリに表示するものとする。事業者はオプトアウトの請求を受けたら 15 日以内にできるだけ早く対応しなければならない。(§ 999.315)

事業者は消費者からの請求にどのように対応したかについて、最低 24 カ月分の記録を保持しなければならない。(§ 999.317)

(3) 開示・削除請求に関する本人確認方法

規則案では、事業者がどのように消費者の本人確認を行うかについてのルールと手順を定める。なお、事業者が請求者の本人確認を十分にすることができない場合には請求を断ることができる。(§ 999.313)

具体的な確認方法としては、個人情報の機微性および不正アクセスや削除による消費者への危害のリスク、詐欺の可能性などの要素を考慮し、それに応じた合理的な確認方法を定め、記録し、遵守することとされる。(§ 999.323)

また、消費者がパスワードで保護されたアカウントを持っている場合、事業者は既存のアカウントを通じて本人確認が可能だ (§ 999.324)。消費者がアカウントを持っていない場合、①個人情報のカテゴリー (種類) についての開示請求には、合理的な確実性 (消費者が申告する情報と事業者が保管する情報の少なくとも 2 つのデータを照合) で確認する (§ 999.325)。②事業者が取得した個人情報の具体的内容の開示請求については、合理的な高い確実性 (偽証の罰則の下で、消費者が申告する情報と事業者が保管する情報の少なくとも 3 つのデータを照合) で確認する (§ 999.325)。③削除請求については、個人情報の機微性および不正削除によって消費者に及ぶ危害のリスクに応じて、事業者は合理的な確実性の基準と合理的な高い確実性の基準を使い分けることになる。(§ 999.325)

(4) 未成年者に関する特別ルール

規則案では、原則として個人情報の販売が禁止される 16 歳未満の消費者に関して、販売してよいという積極的な同意 (オプトイン) を得るためのルールと手順を定めている。13 歳未満の未成年については、親または保護者の積極的な同意が必要となることから、その同意の確認方法を定めている。(§ 999.330)

(5) 差別的取り扱いの禁止

規則案では、CCPA で禁止される差別的取り扱いと許される金銭的なインセンティブ(注)の提供に関するルールを定める。

例として、音楽ストリーミングサービス事業者が有料会員にだけオプトアウトを許し、無料会員には認めない差別的な取り扱いは原則として禁止される。他方、小売店がマーケティングリストに登録した消費者に割引価格を提示することは、消費者が CCPA で認められた権利行使をした後でも提示されるならば、差別的取り扱いには当たらないとされる。(§ 999.336)

規則案では、金銭的なインセンティブ(注)を提供する際に、消費者への通知に含めることとされる消費者データの価値の計算方法の例も提示している。(§ 999.337)

(注) 金銭的なインセンティブ (Financial Incentive) とは、プログラム、ベネフィットその他のオファーのことをいい、個人情報の開示・削除・販売に関する補償としての消費者への支払いを含む。